

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十二号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表わかさぎの項中「十月三十一日」を「十月十四日」に改める。

第四十条の表さざえの項中「殻高五センチメートル以下」を「殻蓋（へた）の長径二センチメートル以下」に改める。

様式第十三号の備考2中「Z」を「T」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。